

# 「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づく届出と申出の概要

公有地の拡大の推進に関する法律（以下「公拡法」という。）は、地方公共団体等が公共の目的のために必要な土地を少しでも取得しやすくするための一つの手法として届出制・申出制を設けています。

## 1 届出制について（第4条）

### ① 届出の必要な土地の取引について

次に掲げる一定面積以上の土地を有償で譲渡しようとするときは、届け出て下さい。

※譲渡・売買、交換、代物弁済、予約等を含む

ア 都市計画施設（都市計画道路等）の区域内に所在する土地で 200 m<sup>2</sup>以上

イ 都市計画区域内のうち、道路法により「道路の区域として決定された区域」で 200 m<sup>2</sup>以上

ウ 市街化区域 5,000 m<sup>2</sup>以上

### ② 届出者及び届出先について

土地を有償で譲渡しようとする人（土地の所有者）は、譲渡しようとする日の 3週間前までに、向日市長（窓口：都市計画課）まで届け出て下さい。

※無届出による土地の有償譲渡や、虚偽届出をすると、50万円以下の過料に処せられることがあります。（第32条）

※譲渡しようとする日・土地売買契約書等の契約日

## 2 申出制について（第5条）

### ① 申出ができる土地について

次に掲げる土地について、地方公共団体等による買取りを希望するときは、申し出ることができます。  
200 m<sup>2</sup>以上

### ② 申出者及び申出先について

土地の所有者は、地方公共団体等による買取りを希望するときは、向日市長（窓口：都市計画課）に申し出て下さい。

申出を行い、買取らない旨の通知日の翌日から一年を経過するまでは、申出地での届出義務はありません。

## 3 土地譲渡の制限期間について

届出・申出をした土地について、次に掲げる日又は通知がある時までの間は、譲渡することができません。

① 買取らない旨の通知があるまで（届出・申出のあった日から3週間以内）

② 買取協議を行う旨の通知があった場合は、通知があった日から起算して3週間以内まで（届出・申出のあった日から最長6週間以内）

## 4 届出書・申出書の書式・添付図書について

届出書用紙・申出書用紙は、向日市ホームページからダウンロード、または向日市（都市計画課窓口）で配付しています。次の図書を含む、正本・副本・届け人控え各1部の 計3部を提出してください。

① 届出書又は申出書

② 位置図（縮尺 25,000 分の 1 又は 10,000 分の 1 の図面に当該土地の位置を朱色で表示したもの）

③ 付近見取図（縮尺 2,500 分の 1 の図面及び住宅地図に当該土地の区域を朱色で表示したもの）

④ 土地・建物全部事項証明書及び公図（写しでも可）

⑤ その他（必要に応じて委任状・返信用封筒等）